

一般社団法人日本理科教育学会「理科教育学研究」編集委員会規程

2015年7月31日制定

2019年7月20日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に理科教育学研究編集委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、第1章第3条2に定める理科教育学研究の編集・刊行の業務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員6名程度、編集事務若干名を以て組織する。

2 編集・刊行の業務を円滑にするために、編集委員会に事務局及び事務支局をおくことができる。

(委員長、委員、編集事務)

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

3 編集事務は正会員の中から、委員長の推薦により、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長、委員、編集事務の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 本委員会開催の都度、委員または編集事務は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

4 本委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 本委員会の会議は、対面及び電子メールにより行う。

(業務)

第7条 本委員会は、理科教育学研究の編集・刊行に係わり次の業務を行う。

(1) 理科教育学研究の企画、編集、発行の基本方針に関すること。

(2) 投稿規程等の制定、改廃に関すること。

- (3) 原著論文等の投稿受付に関する事。
- (4) 査読者の選定に関する事。
- (5) 原著論文等の掲載の決定に関する事。
- (6) 特集に関する編集を担当する特集編集委員会の設置に関する事。
- (7) その他、編集・刊行に関する事。

(計画・予算)

第 8 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(報告)

第 9 条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第 10 条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則 この規程は、2019 年 7 月 20 日より施行する。